## 農業者年金保険料月額申出書 (通常加入者 35歳到達前 専用)

独立行政法人農業者年金基金  御中
-------------------

(1) (JA受付年月日) 令和 年 月 日

私は、下記により35歳到達月からの保険料月額等を申出ます。

(2)	被保険者証 の記号番号	記 号	<b>*</b>	<del>号</del>	
	(フリガナ)			(4) 生 年	月 日
(3)	被保険者 氏 名			○で囲む 年   昭和2 平成3	月日
(5)	(フリガナ) 被保険者 住 所	Ţ			

処理コード3420 09

記

(6)35歳到達月からの月額

月額 000円

・20,000~67,000円を選択し千円単位で記入してください。

処理コード **3420 03** 

(7)35歳到達年からの保険料の納付方法

□ 1. 前納納付

1年分(1~12月)を前年12月23日に振替ます。

□ 2. 毎月納付

当月分を翌月23日に振替ます。

- □のいずれか1つに✔を記入してください。
- ・前納納付は申出時期によって、35歳到達年の翌々年からとなります。

## 【 記入・申出にあたっての注意点 】

- ※毎月納付の提出期限・・・・・35歳到達月の前月15日までにJAに提出してください。
- ※ 前納納付の提出期限・・・・・<u>35歳到達前年の11月15日まで</u>にJAに提出してください。 提出が遅れると翌年分は前納納付とならず毎月納付となります。
- ※ この申出書を提出しないと35歳以降の月の保険料は月額未定のため振替が行われません。
- ※ 35歳前に政策支援相当者となったときや、提出期限を過ぎたときには、速やかに様式第15号を提出してください。
- ※35歳到達月とは、35歳の誕生日の前日の属する月です。

例 昭和63年6月2日生の方:35歳到達は令和5年6月1日です。35歳到達月は令和5年6月です。

毎月納付は令和5年5月15日までにJAに提出してください。

前納納付は令和4年11月15日までにJAに提出してください。

◎ JA担当者様は受付処理後、速やかに基金へ郵送願います。

※JA記入欄	種別 都道府県 団体コード 支所コード			※ 受 付 印						
	342	0-03								
×		□ 申出年月日								
基金記入		□ 納付方法								
		□ 処理		付						
欄										